

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第2号

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則
の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年大阪広域水道企業団規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用負担)	(費用負担)
第9条 (略)	第9条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、納付書により納付する方法又は郵便切手で納付する方法とする。	4 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、納付書により納付する方法とする。
5 (略)	5 (略)
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
<u>(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u>	
<u>3 令和6年4月1日前に能勢町個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年能勢町規則第6号。次項において「町の細則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この細則の様式により提出されたものとみなす。</u>	
<u>4 町の細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この細則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。